

2017年4月27日

江東区議会議長
堀川 幸志 殿

江東・生活者ネットワーク
図師 和美

江東区議会 請願・陳情取扱要綱 改正にかかわる申し入れ

2月13日の議会運営委員会において「請願・陳情取扱要綱」の改正を決定。要綱の第14条（陳情の取り扱い）第2項に、「議会の審議に付さないことができる」陳情として、「区外に住所を有する個人から提出されたもの」という項目を加え、第一回定例会付託分から適用されました。

この度の要綱改正に際して、無所属議員に対する事前説明や意見聴取が行われませんでした。選挙において区民の付託を受けた議員は、所属の有無にかかわらず同等の権限、役割があり、この対応は、審査を通して区政の方向を決めていく議員の重要な権限と役割を、制約し阻害するものであると考えます。

江東区議会では、陳情と請願は、どちらも審議等の扱いは同じであるとしています。江東・生活者ネットワークは、この度の改正内容が、憲法や請願法、地方自治法で保障されている請願権を侵害する恐れがあると考え、江東区議会における要綱改正に関わる議論の経過を議事録で確認し、都内34の自治体生活者ネットワークへの聞き取り調査、23区議会ホームページでの調査を行いました。

これら調査結果などを慎重に検討し、以下の2項目を申し入れます。

記

1. 議会運営にかかわる要綱改正などの協議事項については、無所属議員への事前説明と意見聴取を行うこと。
2. 陳情が除外項目の「区外の個人」に該当した場合は、要綱の規定通り、議会運営委員会で区政にかかわる内容かどうかを審議のうえ議長は取り扱いを決定し、一律に除外することのないよう配慮すること。

以上